



## 「デジタル・ガバメント実行計画」における 印章制度の維持を要請

9月20日に山梨県印判用品卸商工業協同組合(鈴木高明理事長 組合員11社)、山梨県印章店協同組合(望月一宏理事長 組合員22社)の役員が中央会を訪れ、細田会長に対して「オンラインによる法人設立後の印鑑届出の義務付け」の要請を全国組織へ要望するよう要請があった。

今年1月の政府のeガバメント閣僚会議で決定された「デジタル・ガバメント実行計画」の中には「法人設立における印鑑届出の義務の廃止」「行政手続における本人確認での押印の見直し」との記述があり、印章が今後不要になると受け取られかねないと印章業界で大きな問題となっている。

鈴木理事長から、「印章は書類確認の文化として

東アジア地域で発達してきたが、特に日本では国の印鑑登録制度により定着した。また、印章は本県の地場産業として、多くの事業所や職人が生計を立てている。特に甲州手彫り印章は経済産業大臣から伝統的工芸品としての指定を受け、業界全体で技術や伝統の維持と継承にも取り組んできた。今般のデジタル・ガバメント化の推進は、県内のみならず全国の印章業に関わる事業者の死活問題で、業界存続の危機となりかねない。」との説明があった。

細田会長からは「グローバル化の中で法人設立手続きの迅速化・簡素化や電子証明の導入が必要なことは理解するが、私も金融人としてデジタル化に対応できない利用者がいることは承知している。現行の印鑑登録制度を維持しつつ電子証明も使える選択肢を残すなどの制度設計を行うよう全国中央会を通じて政府、関係機関に対し働きかけるための要請を進める。」との回答がされた。

また、10月22日に行われた「知事と商工団体との懇談会」において、小規模事業者の負担にならないようなデジタル化の推進と印章制度の存続について県から国に対して要請を上げるよう、中央会、甲府・富士吉田商工会議所、商工会連合会の4団体連名での緊急提言を行った。



要請を受け取る細田会長